

各位

株式会社 大垣共立銀行

「OKBデビット（JCB）規約・規定集」改定のお知らせ

OKBデビット（JCB）規約・規定集を以下のとおり改定しますのでご案内申し上げます。
 なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにおかれましても適用させていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 改定日

2025年2月28日（金）

2. 対象規定および改定内容

(1) 「個人情報の取り扱いに関する重要事項（JCBデビット）」

改定前	改定後
<p>1. 個人情報の収集、保有、利用、預託（6） 以下の当社またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）は、共同利用会社のサービス提供等のため、上記（1）①～③の個人情報を共同利用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社JCBトラベル：旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス、JCBおよび株式会社JCBトラベルが運営する「J-Basketサービス」等の提供のため 株式会社ジェーシービー・サービス：保険サービス等の提供のため 	<p>1. 個人情報の収集、保有、利用、預託（6） 以下の当社またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）は、共同利用会社のサービス提供等のため、上記（1）①～③の個人情報を共同利用します。<u>（共同利用会社および利用目的は次のホームページにて確認できません。https://www.jcb.co.jp/r/riyou/）。</u></p>

(2) 「OKBデビット（JCB）会員規約」

改定前	改定後
<p>第1条（会員）3. 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード（第2条第3項で定義される「カード」のうち家族会員に貸与されるものをいう。また当該カードのカード番号を含むものとする。以下同じ。）を使用して、本規約に基づくデビットカード利用（JCBデビットカードを用いて、JCBデビットカード取引を行うこと、および第5条に定める付帯サービス等の利用を行うことをいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用等をする行為を含む。以下同じ。）を行う一切の権限（以下「本代理権」という。）を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第29条第</p>	<p>第1条（会員）3. 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード（第2条第3項で定義される「カード」のうち家族会員に貸与されるものをいう。また当該カードのカード番号を含むものとする。以下同じ。）を使用して、本規約に基づくデビットカード利用（JCBデビットカードを用いて、JCBデビットカード取引を行うこと、<u>第4条の2第4項に定めるWEBサービス等</u>および第5条に定める付帯サービス等の利用を行うことをいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用等をする行為を含む。以下同じ。）を行う一切の権限（以下「本代理権」という。）を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または</p>

<p>6項所定の方法により家族会員によるデビットカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。</p>	<p>無効等の消滅事由がある場合は、第29条第6項所定の方法により家族会員によるデビットカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。</p>
<p>第2条（JCBデビットカード）4. <u>会員は、カード（ただし、署名欄（サインパネル）が設けられていないカードを除く。）を貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。</u></p>	<p>第2条（JCBデビットカード）4. <u>会員は、カードを貸与されたときに、カードに署名欄（サインパネル）がある場合は、直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。</u></p>
<p>第4条の2（WEBサービス等） （新設）</p>	<p>第4条の2（WEBサービス等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>両社が本規約に基づき提供するサービスの一部には、両社所定のWEBサービスである「My JCB」および両社所定のオンライン本人認証サービス（インターネット等によるオンライン取引等に際し、パスワードの入力その他両社所定の方法による本人認証を行うサービスをいう。）である「J/Secure (TM)」（以下、併せて「My JCB等」という。）を用いたサービスが含まれ、原則として全ての会員は、My JCB等に利用登録されるものとします。ただし、パソコンおよびスマートフォン等をいずれも保有しないなどインターネットを使用できる環境にない会員は、My JCB等を利用する必要はありません。</u> 2. <u>My JCB等の利用に関しては、両社が別途定める「My JCB利用者規定」および「J/Secure (TM) 利用者規定」が適用されるものとします。</u> 3. <u>会員が「My JCB」および「J/Secure (TM)」を利用しない場合（「My JCB」または「J/Secure (TM)」の利用登録がなされていない場合を含みます。）、会員はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。</u> 4. <u>会員は、両社が認める場合、当社が別に定めるところに従い、My JCB等以外のWEBサービス（「My Jチェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。以下、My JCB等とその他のWEBサービスとを併せて「WEBサービス等」という。）の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEBサービス等のうち一部の機能を利用することができません。</u>

	<p>5. <u>会員は、Eメールアドレスもしくは携帯電話番号またはそれらの両方を保有している場合には、両社所定の方法により、それら（ただし、家族会員はEメールアドレスのみに限る。）を届け出るものとし、両社、JCBまたは当社から送信されるEメールまたはショートメッセージを速やかに受信し確認することが可能な状態を維持するものとし</u>ます。</p> <p>6. <u>会員は、両社に届け出た Eメールアドレスまたは携帯電話番号を変更する場合、直ちに両社所定の届出を行うものとし</u>ます。</p> <p>7. <u>会員が前二項に違反したことにより、会員に生じた損害について、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、両社は一切責任を負わないものとし</u>ます。</p>
<p>第5条（付帯サービス等） 4. <u>会員は、当社が認める場合、当社が別に定めるところに従い、WEBサービス（「My JCB」「My Jチェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。）の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEBサービスのうち一部の機能を利用することができません。本会員は、入会時、当社が別途定める規定に同意のうえ、「My JCB」および「My Jチェック」に登録するための当社所定の手続きをとり、また当該登録を維持するものとし</u>ます。</p>	<p>第5条（付帯サービス等） 4. <u>（削除）</u> ※以降項番繰り上げ</p>
<p>第6条（カードの有効期限） 1. カードの有効期限は、カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等に表示された年月（以下「有効期限月」という。）の末日までとします。</p>	<p>第6条（カードの有効期限） 1. カードの有効期限は、カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等に表示された年月の末日までとします（<u>なお、各年における当該有効期限の月と同じ月のことを、以下「有効期限月」という。</u>）。</p>
<p>第9条（届出事項の変更） 1. 会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、勤務先、職業、家族会員等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。</p>	<p>第9条（届出事項の変更） 1. 会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、勤務先、職業、家族会員、<u>国籍、在留情報（会員が外国人である場合の在留資格、在留期間等をいう。）</u>等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。</p>

<p>第14条（個人情報の収集、保有、利用、預託）3. 会員等は、当社またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項（1）①～③の個人情報を共同利用することに同意します（共同利用会社および利用目的は<u>本規約末尾に記載のとおりです。</u>）。なお、本項に基づく共同利用にかかる個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。</p>	<p>第14条（個人情報の収集、保有、利用、預託）3. 会員等は、当社またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項（1）①～③の個人情報を共同利用することに同意します（共同利用会社および利用目的は<u>次のホームページにて確認できます。</u>https://www.jcb.co.jp/r/riyou/）。なお、本項に基づく共同利用にかかる個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。</p>
<p>第19条（デビットショッピングの利用）2. 会員は加盟店の店頭（自動精算機の場合を含む。）において、JCB所定の方法により、カードを提示し、または非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、<u>所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことによりデビットショッピング利用を行うことができます。また、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことにより、または売上票への署名や端末機への暗証番号の入力を省略して、デビットショッピング利用ができることがあります。ただし、JCBカードの取扱加盟店（次項から第5項の加盟店を含む。）のうち、両社が定める一部の加盟店では、デビットショッピング利用ができません。</u></p>	<p>第19条（デビットショッピングの利用）2. 会員は加盟店の店頭（自動精算機の場合を含む。）において、JCB所定の方法により、カードを提示し、または非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、<u>原則として</u>加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力することによりデビットショッピング利用を行うことができます。<u>なお、JCBが認める場合には、</u>加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力にかえて、<u>カードの署名と同じ署名を行うこと、またはその他の</u>所定の手続きを行うことにより、端末機への暗証番号の入力を省略して、デビットショッピング利用ができることがあります。ただし、JCBカードの取扱加盟店（次項から第5項の加盟店を含む。）のうち、両社が定める一部の加盟店では、デビットショッピング利用ができません。</p>
<p>第19条（デビットショッピングの利用）3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure（TM）利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、デビットショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示および<u>売上票への署名</u>を省略することができます。</p>	<p>第19条（デビットショッピングの利用）3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure（TM）利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、デビットショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示および<u>暗証番号の入力</u>を省略することができます。</p>
<p>第19条（デビットショッピングの利用）4. 両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、デビットショッピング利用代金の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、売上</p>	<p>第19条（デビットショッピングの利用）4. 両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、デビットショッピング利用代金の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、<u>暗証</u></p>

<p>票への署名等を行い、残額（署名等を行った後、利用が判明した代金を含みます。）についてはカードの提示、<u>売上票への署名等</u>を省略することができます。</p>	<p><u>番号の入力または売上票への署名等</u>（以下「<u>暗証番号入力等</u>」という。）を行い、残額（<u>暗証番号入力</u>等を行った後、利用が判明した代金を含みます。）についてはカードの提示、<u>暗証番号入力</u>等を省略することができます。</p>
<p>第19条（デビットショッピングの利用）5. 両社が認めた場合、通信料金等両社所定の継続的役務については、会員がカード番号等を事前に加盟店（以下「登録型加盟店」という。）に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録したカード番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、当社またはJCBが会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する場合があることを会員は予め承認するものとします。また、会員に退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について、本会員は第29条第1項なお書きおよび第29条第4項に従い、支払義務を負うものとします。また、本会員の預金口座の残高不足等により第21条第2項に基づくデビット取引が連続して成立しなかった場合、当社またはJCBは、会員に対して通知することなく、登録型加盟店に対し、会員が登録した<u>会員番号</u>等の登録解除を求め、当該求めに応じて登録型加盟店が<u>会員番号</u>等の登録を解除する場合があることを会員は予め承認するものとします。</p>	<p>第19条（デビットショッピングの利用）5. 両社が認めた場合、通信料金等両社所定の継続的役務については、会員がカード番号等を事前に加盟店（以下「登録型加盟店」という。）に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録したカード番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、当社またはJCBが会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する場合があることを会員は予め承認するものとします。また、会員に退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について、本会員は第29条第1項なお書きおよび第29条第4項に従い、支払義務を負うものとします。また、本会員の預金口座の残高不足等により第21条第2項に基づくデビット取引が連続して成立しなかった場合、当社またはJCBは、会員に対して通知することなく、登録型加盟店に対し、会員が登録した<u>カード</u>番号等の登録解除を求め、当該求めに応じて登録型加盟店が<u>カード</u>番号等の登録を解除する場合があることを会員は予め承認するものとします。</p>
<p>第19条（デビットショッピングの利用）7. 前文および（1）～（3）略 （4）デビットショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたはJ/Secure（TM）利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める<u>操作</u>を求め場合があります。申込者がセキュリティコードまたはJ/Secure（TM）利用者規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、会員によるカード利用を一定期間制限することがあります。</p>	<p>第19条（デビットショッピングの利用）7. 前文および（1）～（3）略 （4）デビットショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたはJ/Secure（TM）利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める<u>本人認証手続き</u>を求め場合があります。申込者がセキュリティコードまたは<u>同規定</u>に定めるパスワードを誤って入力した場合、<u>その他両社が別に定める本人認証手続きに失敗した場合</u>、会員によるカード利用を一定期間制限することがあります。</p>
<p>第26条（明細）1. 会員は、別途、両社の定める「My JCB利用者規定」、同規定に付帯する「JCBデビット会員向け特則」、「My Jチェック利用者規定」および「『My Jチェック利用者規定』にかか</p>	<p>第26条（明細）1. 会員は、別途、両社の定める「My JCB利用者規定」、同規定に付帯する「JCBデビット会員向け特則」、「My Jチェック利用者規定」および「『My Jチェック利用者規定』にかか</p>

<p>る特則」を承認することにより、WEBサイト上で、デビット取引の利用履歴を閲覧することができます。会員は、WEBサイト上で利用履歴を閲覧できるか否かにかかわらず、両社が会員のデビット取引に関する利用明細書を発行しないことを、あらかじめ承認するものとします。</p>	<p>る特則」に基づき、WEBサイト上で、デビット取引の利用履歴を閲覧することができます。会員は、WEBサイト上で利用履歴を閲覧できるか否かにかかわらず、両社が会員のデビット取引に関する利用明細書を発行しないことを、あらかじめ承認するものとします。</p>
<p>第28条の2（取引の制限等） 前文および（1）～（4）略 （5）前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと当社が合理的に判断した場合</p>	<p>第28条の2（取引の制限等） 前文および（1）～（4）略 <u>（5）会員が在留期間（出入国管理及び難民認定法に基づく在留期間をいう。以下同じ。）の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当社が確認できる在留期間の満了日が経過した場合</u> （6）前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと当社が合理的に判断した場合</p>
<p>第29条（退会および会員資格の喪失等）4. 前文および（1）～（12）略 （新設）</p>	<p>第29条（退会および会員資格の喪失等）4. 前文および（1）～（12）略 <u>（13）会員が在留期間の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当社が確認できる在留期間の満了日から、当社所定の期間が経過したとき。</u></p>
<p>第30条（カードの紛失、盗難による責任の区分）6. 前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用につき、会員に故意または過失があるときは、当該偽造カードの使用にかかるデビットカード利用代金は、本会員の負担とします。</p>	<p>第30条（カードの紛失、盗難による責任の区分）6. 前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用につき、会員に故意または過失があるときは、当該偽造カードの使用にかかるカード利用代金は、本会員の負担とします。</p>
<p><共同利用会社> 本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。 ○ 株式会社JCBトラベル 〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSビル 利用目的：旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス、JCBおよび株式会社JCBトラベルが運営する「J-Basketサービス」等の提供 ○ 株式会社ジェーシービー・サービス 〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20 青山ライズフォート 利用目的：保険サービス等の提供</p>	<p><共同利用会社> 本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。 ○ 株式会社JCBトラベル 〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSビル 利用目的：旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス、株式会社JCBトラベルが運営する「J-Basketサービス」等の提供 ○ 株式会社ジェーシービー・サービス 〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20 青山ライズフォート 利用目的：保険サービス等の提供</p>

以上